

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）における寄附の受け入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 研究機構は、当該実施する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）に規定する業務に関する寄附に限り、これを受け入れるものとする。

(寄附の申込み)

第3条 研究機構に寄附をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「寄附申込書」という。）を、寄附をしようとする所等（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構組織規程（13規程第2号）第4条に規定する本部及び同規程第425条第1項に規定する研究所等をいう。以下同じ。）の長（本部にあっては、統括部長。以下同じ。）に提出するものとする。

- 一 寄附をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 寄附の目的
- 三 寄附をしようとする金銭その他の財産（以下「財産等」という。）の名称、数量及び価格（金銭である場合は、その金額）
- 四 その他必要な事項

(寄附の承認)

第4条 所等の長は、前条の規定により寄付をしようとする者から寄付申込書の提出があった場合には、あらかじめ、受け入れの理由、受け入れ後の利用方法その他参考となるべき事項を記載した調書に寄附申込書を添えて理事長に申請して、その承認を受けなければならない。

(寄附者に対する報告等)

第5条 寄附をした者は、寄附をした財産等の利用状況について研究機構から報告を受けることができるほか、当該寄附をした財産等を活用し試験研究を行った成果について記載された図書の閲覧又は配布等の便宜の供与を研究機構から受けることができる。

(特許権等の帰属)

第6条 研究機構の職員（以下「職員」という。）が、受け入れた財産等を活用し試験研

究を行った結果、発明を行ったときは、その発明に係る特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等については、研究機構に帰属するものとする。

（会計上の処理）

第7条 所等の長は、受け入れた財産等は、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会報告書）に基づき、当該財産等が物品等の資産である場合は同基準第26「無償取得資産の評価原則」等により、金銭又は有価証券である場合は同基準第85「寄附金の会計処理」等により処理するものとする。

（寄附受入の特例）

第8条 次に掲げる外部資金（以下「科学研究費補助金」と総称する。）により職員が購入した設備、備品又は図書（第4号に掲げる科学研究費補助金により購入した図書にあっては、その価格が単価50万円以上のものに限る。以下「設備等」という。）の寄附又は譲渡については、第3条から第5条までの規定は適用しない。

一 文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「科研費補助金取扱規程」という。）に基づき交付された科学研究費補助金

二 独立行政法人日本学術振興会が定める独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号。以下「学振補助金取扱要領」という。）に基づき交付された科学研究費助成事業（科学研究費補助金）

三 独立行政法人日本学術振興会が定める独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号。以下「学振助成金取扱要領」という。）に基づき交付された科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）

四 厚生労働省が定める厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）に基づき交付された厚生労働科学研究費補助金

2 科学研究費補助金（前項第1号に掲げる科学研究費補助金にあっては、科研費補助金取扱規程第3条第1項第1号及び第2号に係るものに限る。）の交付を受けた職員は、当該補助金により設備等を購入したときには、直ちに、所属する所等の長に報告しなければならない。

3 前項の規定により報告を受けた所等の長は、当該報告を受けた日（当該報告に係る設備等を直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合として、科研費補助金取扱規程第18条第2項、学振補助金取扱要領第21条第4項又は学振助成金取扱要領第22条第2項の規定により承認を得た場合にあっては、当該研究上の支障がなくなった日）をもって当該報告に係る設備等（次項に該当する機械器具を除く。）を寄附財産等として受け入れるものとする。ただし、当該報告に係る設備等について研究機構が寄附を受ける機関として選定されなかった場合は、この限りでない。

4 第1項第4号に掲げる科学研究費補助金の交付を受けた職員が、当該補助金に係る試験研究を実施することにより取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価50万円以上のものについて研究機構に譲渡しようとする場合は、厚生労働科学研究費補助

金により取得した財産の取扱いについて（平成14年6月28日厚科第0628003号厚生科学課長決定）に基づき厚生労働大臣又は研究費配分機関の長に報告するとともに、所属する所等の長にも報告しなければならない。

- 5 前項の規定により報告を受けた所等の長は、当該報告に基づく譲渡予定年月日をもって当該報告に係る機械器具を寄附財産等として受け入れるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定により寄附財産等を受け入れた所等の長は、当該寄附財産等の寄附又は譲渡をした職員が、研究機構以外の研究機関に所属することとなった場合において、当該職員であった者から新たに所属する研究機関で当該寄附財産等を使用したい旨の申し出があったときは、その求めに応じて、当該寄附財産等をその者に返還するものとする。
- 7 第1項から第3項まで及び前項の規定は、所等が受け入れている日本学術振興会特別研究員が科学研究費補助金により設備等を購入した場合の取扱いについて準用する。この場合において、第1項、第2項及び前項中「職員」とあるのは「日本学術振興会特別研究員」と、第2項中「所属する」とあるのは「受け入れられている」と、第3項中「当該報告に係る設備等を直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合として、科研費補助金取扱規程第18条第2項、学振補助金取扱要領第21条第4項又は学振助成金取扱要領第22条第2項の規定により承認を得た場合にあっては、当該研究上の支障がなくなった日」とあるのは「当該報告を行った日本学術振興会特別研究員が学振補助金取扱要領第21条第5項の規定を適用した場合にあっては、当該特別研究員がその資格を喪失するまでの間において寄附を申し出た日又はその資格を喪失した日」と、前項中「第3項又は前項」とあるのは「第3項」と、「寄附又は譲渡」とあるのは「寄附」と、「所属する」とあるのは「受け入れられる」と読み替えるものとする。

（権限の委任等）

- 第9条 理事長は、民間研究促進業務（研究機構法第14条第1項第6号から第9号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）及び農業機械化促進業務（同条第2項に掲げる業務をいう。以下同じ。）の充実を図るため受け入れる寄付金については、第3条及び第4条の規定は適用しないものとし、当該寄付金の受け入れについての取扱いは、生物系特定産業技術研究支援センター所長に、その権限を委任する。
- 2 生物系特定産業技術研究支援センター所長は、あらかじめ理事長の承認を得て、前項に掲げる寄付金の申し込みの方法その他その受け入れに関し必要な事項を、要領等で定めなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14.4.1 規程第27-1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第27-2号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.11.16 規程第27-3号）

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第27-4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23.6.16 規程第27-5号）

この規程は、平成23年6月16日から施行する。